

就学援助制度について

知名町では、経済的な理由でお困りの保護者に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

1 認定基準について

知名町に住所(住民票上の住所)を有しており、知名町立の小・中学校に在学する児童生徒がいる世帯で、以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。ただし、該当する方でも、世帯の状況等により認定されない場合もあります。

- 生活保護を受給している世帯
- 生活保護の停止又は廃止の措置を受けた世帯
- 町民税の所得割非課税の世帯
- 町民税減免の世帯
- 国民年金掛金減免の世帯
- 保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯
- 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている世帯
- 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- その他、教育委員会が特に認定が必要と認めた者

2 援助内容・金額等について

| | 費目名 | 内容 | 援助金額(年額) | |
|---|-------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | | 小学校 | 中学校 |
| 1 | 学用品費 | 通常必要とする学用品の購入費 | 1年 10,600円 2～6年 12,700円 | 1年 21,800円 2～3年 24,000円 |
| 2 | 新入学児童生徒学用品費 | 入学にあたり通常必要とする学用品の購入費 | 1年 20,470円 | 1年 23,550円 |
| 3 | 学校給食費 | 学校給食に要した給食費 | 保護者実費 | 保護者実費 |
| 4 | 修学旅行費 | 修学旅行における旅行費 | 10,000円 | 15,000円 |

※ 生活保護を受給している世帯に対しては、1～3までに掲げるものについては交付しない。

3 申請等について

- 希望される場合は、在学する学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 受給の可否については、知名町教育委員会において審査し、結果については、毎年7月頃に学校を通じてお知らせを行います。
- 支給は、各学期末です。

4 問合せ先

知名町教育委員会事務局 学校教育係
〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地
TEL 0997-84-3158

